

(仮称) 柏崎セントラルガーデン整備

基本設計業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6(2024)年7月

柏崎市都市整備部都市計画課

1 事業の趣旨及び概要

(1) 柏崎市旧庁舎は、昭和 43（1968）年の市庁舎本館建設から約 50 年が経過し、「経年による建物の老朽化」、「庁舎の分散による市民サービス機能などの低下」、「執務空間の狭あいによる性能不足」、「来庁者用駐車場の分散配置による機能発揮不足」等の諸問題を抱え、また現在地での建て替えは、新庁舎の建設に必要な敷地面積を確保できないことから、令和 3（2021）年 1 月に柏崎駅前へ移転した。この移転に伴い、中心市街地の移転跡地に約 1.5ha の未利用公的不動産が発生することから、平成 28（2016）年度から市民や関係者の意見等を聴取しながら、その利活用に係る検討を進めてきたところである。また、令和 2（2020）年度には、これまでの検討結果に基づき、まちなかの賑わい創出を実現するため、利活用コンセプトを「（仮称）柏崎セントラルガーデン～人が集まり新たな活動・交流を生む柏崎の中心拠点～」に決定し、新たにスポーツや地域活動が行える複合公共施設（以下「本施設」という。）を整備することとした。本業務は、これらの経過を踏まえた上で、（仮称）柏崎セントラルガーデンの整備に係る基本設計を行うことを目的とする。

(2) 事業概要

令和 6（2024）年度	基本設計、地質調査
令和 7（2025）年度	実施設計
令和 8（2026）年度、令和 9（2027）年度	整備工事
令和 10（2028）年度	施設開館

(3) 参考資料

別紙参考資料のとおり

2 業務概要

- (1) 業務名 （仮称）柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙「（仮称）柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期限 令和 7（2025）年 5 月 30 日
- (4) 業務の対象範囲 柏崎市中心 5 番 50 号（柏崎市旧庁舎跡地）

- (5) 提案限度額 61,985,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

(1) 単独企業として参加する場合

本プロポーザルに単独で参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。

ウ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

(イ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められる者

(ウ) 暴力団員であると認められる者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(カ) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（キ）において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者

の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
(キ) 法人であって、その役員のうち(ウ)から(オ)までのいずれかに該当する者があるもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

カ 本プロポーザルの参加意向申出書提出時点において、令和5（2023）年度・令和6（2024）年度柏崎市建設コンサルタント入札参加資格者名簿（一級建築設計）に登載されていること。

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ク 総括責任者が、平成26（2014）年4月以後に日本国内で延床面積5,000㎡以上の公共施設の新築、増築又は改築に係る実施設計を完了した実績を有すること。

(2) 特定共同企業体として参加する場合

本プロポーザルに特定共同企業体で参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

ア 構成員は、3者以内とすること。

イ 構成員が本プロポーザルに参加する他の特定共同企業体構成員として、又は単独企業として参加していないこと。

ウ 構成員の最小出資比率は、2者の場合は30%、3者の場合は20%とし、代表構成員の出資比率は、50%以上であること。

エ 全ての構成員が、3(1)アからキまでを満たすこと。

オ 構成員のうち1者以上が、3(1)クを満たすこと。

4 参加者等に係る制限事項

- (1) 単独で応募する者は、共同体の構成員となることはできない。
また、各構成員は、他の共同体の構成員になることはできない。

(2) 次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザル参加の担当者及び協力者等の関係者になることはできない。

ア (仮称) 柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員及びその家族

イ 選定委員会事務局関係者及びその家族

ウ 選定委員会委員及び選定委員会事務局関係者並びにその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

5 担当部署及び問合せ先

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市都市整備部都市計画課都市計画係

電話番号 0257-21-2298

ファクス番号 0257-23-5116

メールアドレス toshikeikaku@city.kashiwazaki.lg.jp

柏崎市ホームページ <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

6 本プロポーザル実施日程

内容	実施日又は期限
公告	令和6(2024)年7月1日(月)
質問書の提出	7月1日(月)から7月17日(水) 午後5時まで
質問に対する回答	7月23日(火)午後5時までに行う。
参加意向申出書の提出	7月26日(金)午後5時まで
提案書等の提出	8月2日(金)午後5時まで
資格審査及び一次審査の結果通知	8月9日(金)(予定)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	8月23日(金)(予定)
二次審査の結果通知	8月28日(水)(予定)

7 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 7月17日(水)午後5時まで

イ 提出方法 提出期限まで(土曜日、日曜日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時までに、電子メールで担当部署に提出するとともに電話による連絡を要す。
なお、電子メール以外の方法は、受け付けない。

ウ 提出様式 指定様式(別記第2号様式)を用い、Wordファイルで提出すること。

(2) 質問に対する回答

質問及び回答は、7月23日(火)午後5時までの間に随時、市ホームページに掲載する。なお、受託者選定にあたり、公平性を保てないと市が判断した質問内容については、回答しない。

8 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書兼誓約書(別記第1号様式)

イ 設計業務特定共同企業体結成届(別記第3号様式)(特定共同企業体の場合)

ウ 設計業務特定共同企業体協定書(別記第4号様式)の写し(特定共同企業体の場合)

(2) 提出部数

紙媒体 1部ずつ

(3) 参加意向申出書の作成方法

別紙「(仮称)柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領」に記載のとおり

(4) 提出期限

7月26日(金)午後5時まで

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限まで(土曜日、日曜日を除く。)の各日午前8時30

分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「(仮称) 柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きすること。

(6) その他

参加意向申出書の提出者に対し、提案書等提出用の整理番号を付与し、これを通知する。

整理番号の付与を受けていない者の提案書等の提出は、認めない。

9 提案書等の提出

提案書等提出用の整理番号の付与を受けた者は、次のとおり提案書等を担当部署へ提出すること。提出期限までに提出がない場合は、辞退したこととみなす。

(1) 提出書類

- ア 設計事務所の概要（別記第5号様式）
- イ 設計事務所の主要業務実績（別記第6号様式）
- ウ 設計事務所の主要業務実績詳細（別記第7号様式）
- エ 総括責任者の主要業務実績等（別記第8号様式）
- オ 総括責任者の主要業務実績詳細（別記第9号様式）
- カ 受託した場合の各担当主任技術者の業務実績（別記第10号様式）
- キ 協力事務所の内容等（別記第11号様式）
- ク 技術提案書（別記第12号様式）
- ケ 見積書（任意様式：消費税込み金額を記載のこと。）
- コ 見積内訳書（任意様式：人工内訳及び単価が分かるもの）
- サ 提案書等データ（提出書類と同一内容のPDFデータ）

(2) 提出部数

- ア 9(1)アからコまで 紙媒体 正本1部、副本9部
左上1箇所をステープラー（ホチキス等）留めとする。
- イ 9(1)サ CD-R又はDVD-R 1組

(3) 提案書等の作成方法

別紙「(仮称)柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領」に記載のとおり

(4) 提出期限 8月2日(金)午後5時まで

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限まで(土曜日、日曜日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「(仮称)柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

1 0 資格審査及び一次審査並びに結果通知

(1) 資格審査

参加意向申出書の提出者が参加資格を満たしているか確認し、確認結果を提出者全員に通知する。

(2) 一次審査

提出された提案書等の一次審査は、選定委員会において、次のとおり行う。

ア 評価基準 別紙「(仮称)柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領」4に記載の評価基準のとおり

イ 実施方法

(1) 提案書等の提出者が6者以上であった場合

提出された提案書等の内容を、アの評価基準に基づき書類審査を行い、上位5者を二次審査対象者とする。

(2) 提案書等の提出者が5者以下であった場合

参加資格を満たしている者全員を二次審査対象者とする。

ウ 一次審査結果の通知

二次審査対象者には、二次審査への参加を要請し、二次審査への参加が認められなかった者には、一次審査結果を通知する。

1 1 二次審査

二次審査は、選定委員会において、次のとおり行う。

- (1) 評価基準 別紙「(仮称)柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザル提出書類作成要領」4に記載の評価基準のとおり
- (2) 実施方法 別紙「(仮称)柏崎セントラルガーデン整備基本設計業務委託公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリング実施要領」に記載のとおり

1 2 受託候補者等の特定

選定委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計が最高である者を受託候補者として特定する。ただし、本プロポーザルにおける要求水準（得点率60%）を満たす提案がなかった場合は、受託候補者の特定は行わない。各委員による評価点の合計が最高である者が複数いる場合は、選定委員会の合議により受託候補者及び次点候補者を決定する。

1 3 二次審査の結果通知

二次審査を行った結果は、全二次審査対象者に通知する。

1 4 提案資格の喪失等

提案書等の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に提案書等を提出している場合には、当該提案書等は無効とする。

- (1) 3で示す参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 提案書等が提出期限を超過して提出された場合
- (4) 9(5)で示す以外の方法で提案書等を提出した場合
- (5) 本プロポーザルの関係者に故意に接触を求めた場合
- (6) 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

1 5 契約の締結

- (1) 契約書を取り交わすものとし、受託候補者との間で調整を行い、協議が調った場合に契約を締結する。ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点候補者との間で調整を行い、協議が調った場合に契約を締結する。
- (2) 契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納めること。ただし、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第144条第4項第1号又は第2号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 受託者又は受託者と資本、人事面等において関わりがあると認められる建設業者は、本事業に係る工事の入札に参加し、又は工事を請け負うことはできない。

1 6 その他

- (1) 参加意向申出書のほか、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (3) 柏崎市が必要と認める場合は、提出された提案書等は無償で使用できることとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要す。
- (4) 参加者が2者の場合、本プロポーザル終了後の結果公表において、次順位者の得点は、公表しない。
- (5) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (6) この要領に定めのない事項については、新潟県柏崎市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (7) この要領に定めるもののほかは、選定委員会において決定する。